

第5条(補償に関する決定)

- ① 補償の要否及び補償の内容についての判断は、第2条に規定する決定をした家庭裁判所が、決定をもって行う。
- ② 前項の補償に関する決定は、第2条に規定する決定が確定した日から30日以内にするように努めなければならない。
- ③ 家庭裁判所は、第1項の補償に関する決定の告知をした日から14日以内に本人からその変更をすべき旨の申出があった場合において、相当と認めるときは、決定をもって、これを変更することができる。

① 趣旨

本条は、補償に関する判断の主体および判断形式(本条1項)、補償に関する決定をなすべき期間(本条2項)、補償に関する再度の考案(本条3項)をそれぞれ定める規定である。

② 補償に関する判断の主体および判断形式

本条1項の補償に関する判断を行う「第2条に規定する決定をした裁判所」とは、訴訟法上の裁判所を意味し、具体的には、当該保護事件を担当し、非行事実なし不処分決定等をした裁判所を指している。非行事実なし不処分決定等に引続いて補償の要否等を判断することが望ましいが、裁判官が異動等により補償の要否等の判断ができない場合には、その裁判官の仕事を引き継ぐ別の裁判官が判断することになる(最高裁判所事務総局〔1993〕131頁)。このように規定したのは、少年に係る保護事件の内容や少年を取巻く環境について熟知しており、補償の要否について最も適切な判断ができると考えられたからである。

補償の要否等に関する判断は、決定の形式で行うことが定められている。その決定は決定書を作成することが必要であり(少年補償規則5条1項)、決定書の記載事項が定められている(同条2項)。

決定の告知は、決定書の謄本を送達してすることとされ(少年補償規則6条3項)、それは原則として本人に対してするものとし、一定の要件の下で代理人に対してすることができることとされている(同条1項)。

③ 補償に関する決定をなすべき期間

本条2項は、2条に規定する決定をした日から30日以内に補償に関する決定をすべき努力義務を定めている。迅速に定めることで少年の保護を図るために、30日以内という努力義務を定めた訓示規定である。

複数の審判事由のうち、一部について非行事実なしとされたが、他の認定され

た審判事由により保護処分が付され、その審判事由の不存在を理由として抗告がなされた場合や抗告が予想される場合には、そのまま少年補償事件の手続を進めることも可能であるが、非行ありとされた審判事由について後で抗告審で非行事実なしの判断がされる場合もあり得るので、抗告がないことを確認してから、または抗告審の結果を待って補償に関する決定を行うという運用も考えられるから、その場合には本項には反しないと考えられる(最高裁判所事務総局〔1993〕251頁)。

④ 3項について

補償に関する決定に対して、上級審への不服申立てを認めることは現行少年法の構造に適合しないことから(最決平13・12・7刑集55・7・823は、本条1項の決定に対する抗告は許されず、このように解しても憲法14条、32条に違反しないと判断を示している)、再度の考案の制度が設けられている。

これは、補償に関する決定に対して不満のある少年に決定変更の申出の機会を与え、その意見を聴いた上で、少年に納得のいく最終判断をすることが相当であると考えられたことから、このような制度が導入されたものである(最高裁判所事務総局〔1993〕311頁)。

申出の方式については、少年補償規則4条1項が規定している。

「相当と認めるとき」とは、原決定が、少年補償法2条、3条等の法令の解釈・適用を誤っていた場合だけでなく、その(消極要件についての)裁量判断が相当でなかった場合も含むと解される(最高裁判所事務総局〔1993〕433頁)。

再度の考案という制度の趣旨からすれば、不利益変更することは許されないと解すべきである(最高裁判所事務総局〔1993〕534頁)。

この申出は、法定代理人の同意を要せず、少年が単独でなし得ると解される。他方、この申出は法定代理人その他の代理人によってもなし得るが、少年は法定代理人の同意なく、単独で代理人を選任し得る。ただし、少年補償規則3条1項は、弁護士以外の者を代理人に選任するには家庭裁判所の許可を要すると規定して、少年を保護を図っている。

変更の決定については、決定書を作成することが必要であり(少年補償規則5条1項)、決定書の記載事項が定められている(同条2項)。

決定の告知は、決定書の謄本を送達してすることとされ(少年補償規則6条3項)、それは原則として本人に対してするものとし、一定の要件の下で代理人に対してすることができることとされている(同条1項)。

1 最高裁判所事務総局編(1993)『少年補償事件執務資料』法曹会

2 前掲注1書

- 3 前掲注1書
- 4 前掲注1書
- 5 前掲注1書

(山下幸夫)